



平成 28 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 サイオステクノロジー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫  
(コード番号3744 東証第二部)  
問合せ先 常務執行役員 小林 徳太郎  
電 話 0 3 - 6 4 0 1 - 5 1 1 1

### 現時点までの社内調査により判明した事象の概要に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日に公表いたしました「平成 28 年 12 月期第 1 四半期報告書の提出期限延期に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、当社連結子会社である株式会社関心空間(旧商号を「株式会社 SIIIS」といい、以下、SIIIS)において、過去の複数年度について、一部の特定の補助金交付事業に係る取引における経費の水増しや架空の売上げの計上がなされていた疑い等、会計処理について精査を要する事項が存在していたこと(以下、本件事象)に関して、監査役(社外監査役を含む)及び社外取締役からなる社内調査委員会を設置し、外部法律事務所及び専門調査会社の補助を得つつ、調査を行ってまいりました。

社内調査委員会は、本件事象の内容の解明等を鋭意行い、本件事象の事実関係は概ね判明してまいりましたが、すべての調査が終了するまでには今しばらくの期間を要する見込みです。このような状況を踏まえ、当社は、株主様をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様に対して、本日までの調査により判明した本件事象の概要等についてお知らせすることが適切であると考え、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本日までの調査により判明した本件事象の概要

SIIIS は、平成 23 年 10 月から平成 26 年 3 月までの間(以下、本事業期間)、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下、NEPC)による次世代エネルギー技術実証事業費補助金(以下、本件補助金)の対象事業である「電力需要抑制のモデル化と高自給率コミュニティの計画・運用体系化に関する実証事業」(実証地域：長崎県佐世保市。以下、本件事業)に、複数の他事業者とともにコンソーシアム(以下、本件コンソーシアム)を形成し、本件補助金の交付を受ける、補助対象事業者の一社として参加しておりました。なお、本件事業については、その経費(システム実証に必要な機械装置等の制作・購入に要する経費及び土木作業工事等の事業費、並びに事業の遂行に必要な調査・設計・企画・調整等を行う職員等に係る経費等の人件費等)の 2 分の 1 が本件補助金の交付額とされておりました。

これまでの社内調査委員会の調査によりますと、当初から SIIIS において本件事業に従事していた当時の SIIIS 代表取締役(※)及び一部の従業員は、本事業期間において、本件事業に関し、本件コンソーシアムを構成する企業ではない特定の複数の外注先(以下、関係外注先)及びその関係事業

者(以下、関係事業者)と通じ、①関係外注先に対する外注費・設備購入代金等をあらかじめ過大に計上した上で関係外注先に支払い、その一部を、別途業務委託費等の名目で、関係外注先から直接又は関係事業者を介して SIIIS に還流させる手口及び②SIIIS における社内人件費を過大報告する手口により、本件補助金の算定の基礎となる事業費や人件費を過大に報告して本件補助金を請求し、もって本件補助金を不正かつ過大に取得しておりました。なお、当時の SIIIS の一部の他取締役も、本事業期間の期中に本件事象を認識した可能性があることも判明しております。

※ なお、上記の当時の SIIIS 代表取締役は、平成 23 年 6 月の当社による SIIIS に対する出資(子会社化)の前後を問わず、当社役職員の経歴はなく、平成 26 年 6 月の SIIIS の会社分割に伴い取締役を退任し、当該会社分割により設立された新設会社の代表取締役に就任しております。なお、当社は、当該会社分割直後に実施した株式譲渡により、当該新設会社との資本関係を解消いたしました。

## 2. 本件事象の内容の判明による当社の財務諸表への影響の見込み

当社は、現在、上記 1. 記載の本件事象の判明に伴う当社連結会計上の影響について、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人とも協議しながら鋭意精査中であり、その見込額は確定しておりません。ただし、当社は、SIIIS が本事業期間に交付を受けた本件補助金について、本件補助金の交付規程に従い、SIIIS が本件事業に関して受領した本件補助金の全額である合計約 9,366 万円及びこれに対する所定の加算金(受領の日から年利 10.95%の割合で算定)を加えた金額を返還しなければならない可能性があることを認識しております。

## 3. 今後のスケジュール等

社内調査員会は外部法律事務所及び専門調査会社の補助を受けつつ本日以降も調査を鋭意継続し、平成 28 年 6 月初旬を目処に当社取締役会に対して調査報告書を提出する予定です。当社は、社内調査員会による調査結果の報告等を受けて、平成 28 年 12 月期第 1 四半期報告書の作成を行い、調査結果によっては必要とされる可能性がある過年度有価証券報告書等の訂正報告書の作成を行い、監査法人による追加的監査・レビュー等を受けたうえで、平成 28 年 5 月 13 日付で公表いたしました「平成 28 年 12 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」に記載の延長後の提出期限である平成 28 年 6 月 16 日までに四半期報告書等を提出する予定です。

また、当社は、今般の事態を真摯に受け止め、引き続き、NEPC その他の関係当局に対して必要な情報を提供する等、誠実に対応してまいります。

さらに、当社は、本件事象に関する関係者の厳正な処分を含む適切な再発防止策の策定等を行う予定です。

株主様をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上